世田谷区告示第７７９号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和８年１１月１０日から１５日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１１月１０日

世田谷区長　保　坂　展　人

１　認定番号

２８－１

２　変更の区間

世田谷区北沢三丁目９５０番１１の内

３　変更の区域

延　長　　０．０９メートル

幅　員　　０．２２メートル

面　積　　０．０２平方メートル

案　内　図

━━━	特別区道路線の区域編入部分（区域決定）

街区	北沢三丁目２６番

